

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募手続の結果について

令和8年4月21日

経済産業省

商務情報政策局

情報経済課デジタル取引環境整備室

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和8年3月18日から同年4月16日まで意見公募手続を実施した結果、2件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方は以下のとおりです。

番号	お寄せいただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>今回の改正案の方向性自体には賛成します。公示送達の方法について、官報又は新聞紙への掲載を中心とした整理から、インターネットを通じて閲覧可能な方法へ改めることは、到達可能性、検索可能性、保存可能性の観点から合理的であり、特定デジタルプラットフォームを対象とする制度の趣旨とも整合すると考えます。</p> <p>他方で、意見公募要領においては、「書面掲示及びフロッピーディスク等の記録媒体に係るアナログ規制の撤廃」という政府全体の見直しの背景が示されている一方、今回の案文で実際に改正されている内容は、第十八条における公示送達の方法の見直しです。少なくとも案文を読む限り、本件で直接改められているのは、公示送達を官報又は新聞紙に掲載する従来の整理に加え、電子情報処理組織及びインターネットに接続された自動公衆送信装置を用いる方式を明確化する点であり、当該条文自体がMDやフロッピーディスクの利用を直接義務付けていたかのように読める説明は、やや不正確であるように思われます。</p> <p>そのため、意見公募資料の説明においては、第一に今回の個別改正が直接対象としているのは公示送達のデジタル化であること、第二にフロッピーディスク等の記録媒体に係る見直しは一括法全体の政策的背景であることを、明確に分けて記載する方が適切と考えます。制度改正の背景と、実際に改正される条文の内容とを混在させると、意見提出者に誤解</p>	<p>改正案については賛同意見として承りました。ご指摘については、今後の意見公募の参考とさせていただきます。</p>

	<p>を与え、どの論点について意見を述べるべきかが分かりにくくなるためです。</p> <p>また、デジタル化を進めるのであれば、単にインターネットによる公示を可能とするだけでは不十分であり、掲載場所の分かりやすさ、検索性、掲載期間、保存性、改ざん防止、外国においてすべき送達との関係での周知手段など、運用面の透明性も合わせて明示することが望まれます。制度がデジタルに移行しても、実際には見つけにくい、確認しにくい、後から検証しにくい運用であれば、公正性や透明性の向上には十分につながらないためです。</p> <p>したがって、本改正案については、公示送達のデジタル化という方向性には賛成しつつも、意見公募資料における説明については、政府全体のアナログ規制見直しの背景と、本件省令で直接改正される内容とをより厳密に切り分けて記載するよう求めます。その上で、利用者や関係事業者が現実アクセスしやすく、後からも検証可能な公示の運用基準を明確化することが、透明性及び公正性の向上という本法の趣旨にかなうと考えます。</p>	
2	<p>「透明性」や「公正性」という美名の下に、画一的なルールでプラットフォーム上の自由な取引や個人の選択肢を縛ることに反対します。一部の不正を防ぐために、全ての利用者に複雑な手続きや制限を強いる現在の「厳格化」の風潮は、社会のゆとりを奪い、結果として生活コストの増大と閉塞感を招いています。</p> <p>行政が注力すべきは、管理を強めることではなく、誰もが自由に、かつシンプルにサービスを楽しむ環境の維持です。ルールが複雑化すればするほど、そこからこぼれ落ちる弱者が増え、社会の歪みは深まります。技術による「縛り」ではなく、人の良心と自由な選択を尊重する制度設計を求めます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>